

1 教 務 規 程

第 1 章 単位修得と進級・卒業の認定に関する規程

〔卒業までに修得すべき各教科・科目〕

第 1 条 生徒は卒業までに本校の定めた教育課程により、各教科・科目及び総合的な探究の時間ならびに特別活動を履修し、その履修したすべての各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位を修得しなければならない。

〔単位修得の認定基準〕

第 4 条 単位の認定は次の各号をすべて満たしたときに行う。

- (1) 当該教科・科目の学年末における学習成績が、評定「2」以上であること。
- (2) 当該教科・科目及び総合的な探究の時間の欠席時数が標準授業時数（1 単位 35 時間換算）の 20%（端数は切り上げ、以下時数の百分率は同じ処理）以下であること。ただし、実施時数が標準時数を上回った場合は、実施時数を母数とする。
- (3) 総合的な探究の時間の評価については、数値によらないことになっているので、その単位認定にあたっては、前記第 2 項の要件を満たし、かつ総合的な探究の時間の目標を達成したときにこれを認定するものとする。

〔進級の認定〕

第 6 条 進級の認定は、次の各号をすべて満たしたときとする。

- (1) 本校で定めた当該学年における全履修科目及び総合的な探究の時間の単位が認定されていること。
- (2) 当該学年における年間の「出席すべき日数」の 80%以上出席していること。当該学年において履修した特別活動の成果が目標から見て満足できると認められるとともに、出席時数が著しく欠けていないこと。

〔卒業の認定〕

第 7 条 本校で定めた教育課程により、全ての単位を修得した者は、卒業を認定する。

〔進級及び卒業認定の特例〕

第 8 条 病気など止むを得ない理由で欠席し、出席日数が「出席すべき日数」の 80%未満の者で、70%以上の者については、職員会議を経て進級あるいは卒業を認定する場合がある。また、出席日数が 70%未満であっても、その理由が特別と認められる場合には、職員会議の審議を経て認定する場合がある。

〔原級留置〕

第 9 条 第 6・7・8 条の条件が満たされない場合は、原級留置とする。原級留置の者は、当該学年の教科・科目の単位の全てを再履修しなければならない。

第 2 章 評価・評定に関する規程

〔評価の方法〕

第 10 条 学習状況評価は、定期考査・単元テスト等の成績、レポート・ノート等の提出物、その他学習活動全般から得られる評価資料に基づき、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点別に行う。

〔評価の表示〕

第 11 条 単元または内容のまとめり毎に、各教科・科目が定める、観点ごとの学習到達目標につ

いて、「十分に満足できる」状況をA、「おおむね満足できる」状況をB、「努力を要する」状況をCと表す。なお、B評価となる「おおむね満足」とは、設定した目標に対して 50% から 79%の到達が認められる場合とする。

2 単元または内容のまとめりに学習状況を総括する際は、それまでに積算した評価資料に基づき、次のとおり3観点別にA～Cで評価し、行うものとする。

A=3、B=2、C=1として平均値を求め、2.5 以上をA、2.5 未満 1.5 以上をB、1.5 未満をCと表す。

〔評定への総括〕

第 12 条 前期末において、3観点別の評価に基づき、次の通り5段階評価に総括する。

| | | |
|---|---|----------------------------|
| AAA、AAB、ABA、BAA | 5 | 十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い |
| ABB、BAB、BBA、(AAC、ACA、CAA) | 4 | 十分満足できる |
| ABC、ACB、BAC、BBB、BCA、CAB、CBA、CBB、BCB、BBC、(ACC、CAC、CCA) | 3 | おおむね満足できる |
| CCB、CBC、BCC | 2 | 努力を要する |
| CCC | 1 | 努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い |

2 学年末においては、3観点別の評価に基づき、年間を通じた成績として、5段階評定に総括する。

〔総合的な探究の時間及び特別活動の評価〕

第 15 条 総合的な探究の時間の評価は、評価の観点に基づき総合的に評価する。その評価は文章によって記述する。

2 特別活動の評価は、ホームルーム・生徒会活動・学校行事について、その出席状況・活動状況・参加態度を観察し、それぞれの成果を集約し、総合的に評価する。

第 3 章 出席・欠席に関する規程

〔出席停止・忌引等〕

第 19 条 次に掲げる出席停止・忌引等の日数は、出席・欠席いずれともみなされず、当該日数を授業日数から差し引く。当該科目についても授業時数から差し引く。

- (1) 学校保健安全法に定める伝染病による出席停止の日数。
- (2) 交通機関不通により校長が認めた日数。
- (3) 非常変災等で校長が認めた日数。
- (4) 転学による空白期間の日数。
- (5) 懲戒による出席停止の日数。
- (6) 忌引の日数。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 父母 | 7 日以内 |
| ② 祖父母、兄弟姉妹 | 3 日以内 |
| ③ その他 3・4 親等の親族 | 1 日以内 |
| ④ 上記に関わる法要 | 1 日以内 |

ただし、旅行又は家庭の状況により、必要な日数をこれに加算することができる。

〔長期欠席の手続〕

第 20 条 疾病等による欠席日数が長期にわたり進級・卒業が危ぶまれる場合は、診断書など欠席理由を証明する書類を提出すること。

〔特別欠席〕

第 21 条 次の各項に該当する欠席は特別欠席とする。この場合、ホームルームおよび当該科目は出席とする。

- (1) 高体連・高文連・高野連等主催の対外行事へ参加の場合。
- (2) 進学・就職の場合。(ただし遠隔地の受験については、試験日数に往復日数を加えることができる。更に必要と認められる場合には、原則として道外 2 日、道内 1 日を加えることができる。)
- (3) その他、特別の事由によって出席できないことを校長が認めた場合。

第 4 章 考査に関する規程

[考査の目的・種類・時期]

第 23 条 学習成績の適正な評価の資料及び教師の学習指導の反省とその改善資料を得るために、次の考査を行う。

(1) 定期考査

一定の時期の一斉に行う考査で、原則として次のように実施する。

- ・前期 中間考査 6月上旬 期末考査 9月上旬
- ・後期 中間考査 11月下旬 期末考査 2月下旬

ただし、第 3 学年の後期の期末考査は、1 月下旬に行う。

(2) その他の考査

① 追考査

特別欠席及び正当な理由により定期考査を受けられなかった生徒について実施する。ただし、他の資料により評価できる見込みのある教科は実施しないことがある。

② 追認考査

学年末において、単位認定保留者に対して行うもので、その年度内に 1 回実施する。

[実施要領]

第 24 条 定期考査は次の要領で実施する。

- (1) 実施する教科・科目については、その学年で履修する全教科・科目を実施することを原則とする。ただし、定期考査によらず成績を評価し得る場合には、これを省略し、他の資料をもって代えることができる。
- (2) 考査の期間は、原則として 3 日間、1 日 3 科目以内で実施する。
- (3) 考査の素点は 100 点法で表す。
- (4) 考査時間は、原則として 1 科目 50 分とするが、科目の必要に応じて短縮又は延長することができる。

[定期考査欠席者の処置]

第 26 条 定期考査欠席者の処理は次の通りとする。

- (1) 定期考査の欠席者に対しては、当該生徒のホームルーム担任が教務部にその理由を申し出、その理由が正当と認められた場合に限り追考査を実施する。
- (2) 正当と認められない理由の欠席者に対しては、当該科目の成績を零点とする。
- (3) 止むを得ない事由により追考査を受けることができなかつた者については、平素の成績その他の資料により見込み点をつけるなど、生徒の不利にならないよう配慮する。
- (4) 追考査の実施については定期考査に準ずる。

(5) 追考査の結果については、単票には記載せず、成績評価の参考資料とする。

〔不正行為〕

第 29 条 考査において不正行為があった場合には、次の通り処理する。

(1) 不正行為があった場合は、受験を打ち切り当該科目の得点は零点とする。

(2) 当日以降の考査は通常受験させない。ただし、追考査の対象とすることができる。

第 5 章 休学・復学・退学に関する規程

〔休学の手続〕

第 31 条 病気その他の止むを得ない理由で休学する場合は、所定の手続きを経て、校長の許可を受ける。傷病による場合は医師の診断書を添付する。

〔休学の期間〕

第 32 条 休学の期間は、申し出の日からその年度末までとする。

〔休学期間の継続〕

第 33 条 休学期間を過ぎてもなお、休学の理由が消滅しない場合は、願い出により更に延長できるものとするが、両学年にまたがる時は、学年末に更新しなければならない

〔復学〕

第 34 条 復学を希望する者は、所定の手続きを経て、校長の許可を受ける。傷病である場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

〔退学〕

第 35 条 退学を希望する者は、所定の手続きを経て、校長の許可を受ける。この場合、退学届提出の日付をもって除籍し、本校発行の身分証明書を返却しなければならない。

第 6 章 転学・転入学に関する規程

〔転学〕

第 36 条 転学を希望する者は、所定の転学願を提出し、校長の許可を受ける。

付則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

平成元年 3 月 3 日、一部改正。

平成 2 年 2 月 28 日、一部改正。

平成 3 年 3 月 30 日、一部改正。

平成 4 年 4 月 7 日、一部改正。

平成 7 年 2 月 24 日、一部改正。

平成 10 年 4 月 1 日、一部改正。

平成 11 年 3 月 31 日、一部改正。平成 11 年 4 月 1 日適用

平成 12 年 3 月 31 日、一部改正。平成 12 年 4 月 1 日適用

平成 17 年 3 月 31 日、一部改正。平成 17 年 4 月 1 日適用

平成 26 年 3 月 31 日、一部改正。平成 26 年 4 月 1 日適用

令和 3 年 1 月 22 日、一部改正。令和 3 年 4 月 1 日適用

令和 4 年 5 月 19 日、一部改正。令和 6 年 4 月 1 日適用

第7章 留学に関する規程

〔留学の手続〕

第45条 外国の高等学校に留学（3ヶ月以上）を希望する生徒は、留学の1ヶ月前までに所定の手続きをし、校長の許可を得なければならない。

2 留学手続きに必要な書類は以下の通りである。

- (1) 留学願
- (2) 留学募集要項・留学先の学校要覧等の関係書類又はその写し

〔留学の許可〕

第46条 留学の許可は次の条件をすべて満たした場合とする。

- (1) 留学許可の対象となる学校は外国における正規の後期中等教育機関であること。
- (2) 留学が生徒の能力・適性・進路等の観点から教育上好ましいと認められる場合であること。
- (3) 留学する直近の学期末において、全ての教科・科目の学習成績が評価「2」以上であること。
- (4) 留学願提出までの当該学年における、全ての教科・科目の出席時数が実施時数の80%以上であること。

〔留学期間〕

第47条 留学の期間は3ヶ月以上1年以内とするが、必要に応じて更新できる。ただし通算2年以内とし、2年目は留学扱いとしない。

〔留学後の単位の認定〕

第48条 留学を終了した生徒は帰国後直ちに修了の手続きをし、校長の許可を得なければならない。

2 留学終了手続きに必要な書類は以下の通りである。

- (1) 留学終了届
- (2) 単位修得証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 出欠席記録
- (5) 上記以外の学習活動状況記録

〔進級や卒業の認定〕

第49条 留学を終了し、前条に定められた基準により単位の修得を認定された生徒について、次の条件を満たした場合、職員会議を経て進級・卒業を認定することができる。

- (1) 進級
留学に係わる修得単位数が16単位以上29単位以内で、進級後の学年における学習が著しく困難でないこと。
- (2) 卒業
留学に係わる修得単位数が16単位以上で、本校における修得単位との合計が74単位以上であること。

付則

1 上記の事柄への対応は「道立高等学校生徒留学取扱要項」（昭和63年8月2日教育庁決定）

による。

- 2 この規程は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 平成 7 年 2 月 24 日、一部改正。
- 4 平成 26 年 3 月 31 日、一部改正。平成 26 年 4 月 1 日適用
- 5 令和 3 年 1 月 22 日、一部改正。令和 3 年 4 月 1 日適用

2 考查実施細則

1 定期考查

- (1) 考查実施 1 週間前までに、日程・時間割を生徒に発表する。
- (2) 考查 1 週間前からは放課後の部活動は禁止とする。
- (3) 考查 1 週間前から終了まで職員室への生徒の出入りを禁止する。
- (6) 考查期間中の生徒の座席は出席番号順とする。
- (7) 考查期間中、生徒の机中には一切物を置かず、机上には鉛筆・消しゴム等必要なもの以外置かない。下敷きは原則として使用しない。
- (10) 考查途中での答案の提出、退席は原則として認めない。
- (13) 考查実施中には、携帯電話等は一切身につけない。

2 追考查

- (1) 正当な理由により定期考查を受けることができなかった生徒について実施する。
- (2) 教務規程第 26 条にかかわる「正当な理由」とは、特別欠席・忌引・出席停止・その他登校不能な場合をいう。傷病によって受験不能の場合は、その証明となるものの提出を求める。
- (3) 実施時期・方法については、当該教科担任と協議の上教務部が計画する。
- (4) 追考查の結果については、生徒の不利にならないよう扱うものとする。

3 追認考查

- (1) 学年末において、認定保留科目があった者について実施するものである。
- (2) 実施時期は、進級・卒業認定会議終了後、当該年度内に 1 回実施する。
なお、第 3 学年の場合は、卒業式当日に卒業できるように時期を設定する。